

別紙1

「いじめ対策委員会」

◇構成員

学校長、教頭、生徒指導主事（ハートフルリーダー）、各学年主任、保健主事、
養護教諭、関係教員

その他必要に応じて関係機関から専門家を加える

◇いじめ認知報告

◇調査方針・方法等の決定

☆目的、支援の対象と具体的な手立て

- ・ 特定（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者）
- ・ 一部（観衆、傍観者）
- ・ 全体（全校、学年、クラス）

◇事態収束と解消の判断